

小平市立小平第九小学校

PTA規約



PTA本部

※お子様が卒業するまで、PTA会員でいる限り大切に保管してください。

《 第1章 総 則 》

『 名称・本部 』

第1条 この会は、小平第九小学校PTAと言い、本部を小平第九小学校に置く。

『 目 的 』

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における児童の幸福な成長を図るとともに、民主的教育に対する理解を深め会員相互の親和と教養の向上を図ることを目的とする。

『 方 針 』

第3条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 目的を同じくする他の団体や機関と協力をする。
- ② 特定の政党や宗教に偏ることなく、もっぱら営利を目的とする事業は支持しない。また、いかなる団体・機関の支配や干渉も受けない。
- ③ 教職員、市教育委員会等と教育問題について協議し、また、その活動を助けるために参考資料を提供するが、直接に学校の経営や管理や教職員の人事に干渉しない。

『 会 員 』

第4条 この会は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在職する教職員で、この会の主旨に賛同する者(以下会員という)によって構成され、この会の基盤となるものである。

- ① 保護者会員は、世帯単位とし、会員は全て入会届を本部に提出する。
- ② 会員は、全て平等の権利と義務を有し、この会の活動や議決に参加する。
- ③ 会員は、所定の会費を納入しなければならない。ただし特別の事情が有る時は、会費の免除を受けることができる。

《 第2章 役 員 》

『 役 員 』

第5条 本部に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 (保護者)
- ② 副会長 4名 (保護者3 副校長1)
- ③ 書記 4名 (保護者3 教職員1)
- ④ 会計 3名 (保護者2 教職員1)

2. 小平市公立小学校PTA連合会の理事長及び副理事長校にあたる年度の役員内容(人数・役職)については、運営委員会の承認をもって流動性を認めるものとする。

『 会 長 』

第6条 会長は、この会を代表して会務を統括する。

2. 会長は、総会や運営委員会を招集する。

『 副会長 』

第7条 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の任務を代行する。

2. 本部を代表して学級、地区、青少対の会合に参加する。

『 書 記 』

第8条 書記は、この会の事務処理を行う。

2. 書記は、総会・運営委員会の報告をする。
※但し、議事の経緯は一部作成のうえ保管。

『 会 計 』

第9条 会計は、この会の会計事務を行う。

2. 会計は、会員の希望を取り入れ次年度の予算案を作成する。

3. 会計は、会費の徴収、金銭出納簿を管理する。

『選出』

第10条 役員候補は、各学級より1名以上を選出し互選の上、総会で承認を受ける。

『兼任の禁止』

第11条 役員は、他の委員を兼ねることはできない。

『任期』

第12条 任期は、次期総会までとする。

2. 再選を妨げない。

《 第3章 役員会 》

第13条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

第14条 役員会は、運営委員会に先立ち、運営委員会の議題の調整や検討・整理をする。

《 第4章 会計 》

『経費』

第15条 この会の経費は、会費及びその他の雑収入によってまかう。

第16条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

予算に過不足が生じた場合は、細則に基づいて処理をする。

『会計年度』

第17条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

《 第5章 会計監査 》

第18条 会計監査(保護者2名)は、運営委員会によって推薦され、総会で承認を得る。

第19条 会計監査は、この会の会計を常時監査し、監査結果を運営委員会に報告し、決算の監査結果を総会に報告する。

『任期』

第20条 会計監査の任期は、総会までとする。

『兼任の禁止』

第21条 会計監査は、他の委員を兼ねることはできない。

《 第6章 総会 》

『権限』

第22条 総会は、全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

『招集』

第23条 総会は、会長が招集する。

2. 定期総会は、毎年度始めとする。
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員(家庭数)の5分の1以上の要求が有った時に招集される。

『事項』

第24条 総会は、次の事項をおこなう。

- ① 活動報告、決算報告の審議、承認
- ② 新役員の承認及び会計監査の承認
- ③ 活動方針案・活動計画案及び予算案の承認
- ④ 規約改正

⑤ その他重要な案件の審議

『 成立 』

- 第25条 総会に提出する議案書は、総会の1週間以上前に全会員に配付しなければならない。
2. 総会の定足数は、委任状を含め会員(家庭数)の5分の1以上とする。
 3. 議会の議決は、出席者の過半数で決する。ただし、規約改正に限り出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

『 総会役員と職務 』

- 第26条 議長 2名 (保護者1、教職員1)

- ただし、議長は、役員以外の会員とする。
2. 議長は、議事録を整理し、総会の事務をまとめ、その概要を会報その他で会員に知らせなければならない。

《 第7章 運営委員会 》

- 第27条 運営委員会は、この会の最高の執行機関である。

- 第28条 運営委員会は、会長が招集する。

- 第29条 運営委員会は、原則として月1回開かれるほか、会長が必要と認めた時、または、構成員の4分の1以上の請求があった時に開かれる。

- 第30条 運営委員会は、会長、副会長、書記、会計による役員と各学級委員、広報正・副委員長、地区正・副委員長、青少対担当委員によって構成される。

- 第31条 運営委員会は、構成委員の過半数の出席を持って成立する。
議決は、出席構成委員(役員を除く)の過半数が必要である。

- 第32条 運営委員会は、次の事項を行う。

- ① 会員の要求による活動の計画案、並びに報告の審議・承認
- ② 活動方針案、予算案、その他総会に提出する審議の作成
- ③ その年度の活動を年度末に会員に報告する。
- ④ 細則の改正
- ⑤ 次期会計監査の推薦(保護者3名以下)
- ⑥ その他必要ある事項

- 第33条 会員以外の役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で承認する。

- 第34条 運営委員会の構成委員は、運営委員会の決定に基づき、必要な活動を推進し、必要に応じて各学級に協力を依頼することができる。

《 第8章 学級PTA 》

- 第35条 学級PTAは、全会員によって各学級毎に構成され、会員相互の意見交換及び親睦をはかり、第2条の目的を達成するために活動する。

『 クラス委員 』

- 第36条 各学年に次の委員を置く。

- ① 学級委員
- ② 広報委員

- 第37条 クラス委員は、学年委員を兼ねる。

- 第38条 原則として各学級から、役員候補として、1名以上を選出する。

『 学級委員 』

- 第39条 学級委員のうち1名は、運営委員会に出席する。

2. 学級委員は、学級会員を招集し、学級活動の推進とその取りまとめを行う。

『 学年委員会 』

- 第40条 学年委員会は、同一学年のクラス委員によって構成される。

2. 学年委員会は、必要に応じて隨時開かれる。

第41条 学年委員会に次の委員を置く。

① 連絡係 1名

第42条 連絡係は、学級委員の互選によって決める。

『 学級委員会 』

第43条 全学年の学級委員によって構成される。

2. 学級委員会は、必要に応じて隨時開かれる。

第44条 学級委員会に次の委員を置く。

① 学級委員長 1名

② 副学級委員長 2名

第45条 学級委員長、副学級委員長は、学級委員の互選によって決められる。

『 広報委員会 』

第46条 広報誌を発行して広報活動の推進を図り、この会の活動に対する理解を深める。

第47条 各学年の広報委員によって構成される。

2. 広報委員会は、広報委員長が招集する。

第48条 広報委員会に次の委員を置く。

① 広報委員長 1名

② 副広報委員長 1名

第49条 広報委員長、副広報委員長は、広報委員の互選によって決められる。

『 任期 』

第54条 クラス委員の任期は、総会から次期総会までとする。

《 第9章 地区PTA 》

第55条 地区PTAは、全会員によって各地区毎に構成され、各地区的活動を推進し会員相互の意見交換及び親睦をはかり、第2条の目的を達成するために活動する。

『 地区 』

第56条 各地区は、北門ブロック・南門ブロックとする。その中で地区を編成する。

『 補佐 』

第57条 各地区は、補佐2名を選出する。

2. 地区委員に支障のある時は、補佐が代行できる。

3. 地区委員長・副委員長は、必要に応じて各補佐を招集し連絡会を持つことができる。

4. 地区委員長・副委員長は、運営委員会に出席する。

『 地区委員会 』

第58条 地区委員会は、地区委員長が招集する。

2. 地区委員会は、地区委員長、副地区委員長、補佐、及び担当教職員によって構成される。

3. 地区委員会は、地区会員を招集し、地区活動の推進とその取りまとめを行う。

第59条 地区委員会に次の委員を置く。

① 地区委員長 1名

② 副地区委員長 3名

第60条 地区委員長・副地区委員長の選出は、準互選会においての互選の上、総会で承認を受ける。

『 任期 』

第61条 地区委員長・副委員長の任期は、総会から次期総会までとする。

《 第10章 その他の委員会 》

『 特別委員会 』

第62条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の決定により設置される。

『 全委員会 』

第63条 全委員会は、必要に応じて隨時開かれる。

《 第11章 青少対担当委員 》

第64条 青少対担当委員は青少年対策地区委員会の活動を補佐し、小平第九小学校PTAとの連携を保つための活動をする。

『 青少対担当委員 』

第65条 青少対担当委員は、年度ごとに2名ずつ選出し、本部副会長を含めた5名で活動する。

2. 青少対担当委員は、青少対の会合に参加する。

3. 青少対担当委員は、青少対の開催するイベントの企画などに参加する。

第66条 青少対担当委員の選出は、準互選会において互選の上、総会で承認を受ける。

『 任期 』

第67条 青少対担当委員の任期は、総会から次々期総会までの2年間とする。

【 付 則 】

第1条 この規約は、平成20年5月1日から実施する。

第2条 この規約は、平成22年4月26日から実施する。

第3条 この規約は、平成23年4月28日から実施する。

第4条 この規約は、平成28年4月28日から実施する。

第5条 この規約は、平成28年7月15日から実施する。

第6条 この規約は、平成29年4月28日から実施する。

第7条 この規約は、令和3年4月27日から実施する。

第8条 この規約は、令和4年4月30日から実施する。

【 細 則 】

《 第1章 慶弔金支出基準 》

第1条 会員、児童、教職員及び配偶者に次の事由の生じた時は給付を行う。

- ① 祝 電 : 児童の中學卒入
- ② 教職員の結婚 : 5千円
- ③ 弔 慰 金 : 生花等及び1万円

《 第2章 会計細則 》

第2条 予算の成立後に生じた事由により規定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じた場合、予備費によって対処できる場合は、役員に相談した上で予備費で対応し、その内容を運営委員会にて報告する。予備費の使用によって対処できない場合や、多額の支出となる場合は、会計は補正予算案を作成し役員会に図り、運営委員会の承認を受けることとする。

- 2. 各委員会及びサークルは中間及び年度末に予算の執行状況を運営委員会に報告する。

第3条 文化行事積立金は、九小PTA規約上の組織(サークル・特別委員会含む)で企画された学校全体の活動に掛かる費用に使用する。

- 2. 当年度予算の一部を文化行事積立金に繰り入れることとする。
- 3. 文化行事積立金の使用については、運営委員会の承認を得なければならない。

第6条 備品積立金は九小PTA規約上の活動に係る備品の修理、1個・1機の価格10,000円を超える備品の購入の為に使用する。

- 2. 当年度予算の一部を備品積立金に繰り入れることとする。
- 3. 備品積立金の使用については、運営委員会で購入の承認が得られた場合には予算を計上せずとも取り崩せるものとする。

第7条 防災積立金は、防災備蓄品の購入の為に使用する。

- 2. 当年度予算の一部を防災積立金に繰り入れることとする。
- 3. 防災積立金の使用については、運営委員会で購入の承認が得られた場合に予算を計上せずとも取り崩せるものとする。

《 第3章 サークル活動 》

第4条 会員は、運営委員会の承認を得てサークルを結成することができる。

- 2. サークル活動費の一部をPTA予算から支出する。
- 3. 責任者は、運営委員会に出席し、活動報告ならびに意見を述べることができる。

《 第4章 傍 聽 》

第5条 会員は、運営委員会を傍聴し、発言することができる。